

納入先を誤った場合等、複数の都道府県に影響がある場合は、更正請求を行う都道府県に下記「配当割額・株式等譲渡所得割額都道府県別明細書」を提出してください。

記載例

法人名	株式会社 ○○商事	法人番号	719901999999	年月分	令和2年 3月分
-----	-----------	------	--------------	-----	-------------

配当割額・株式等譲渡所得割額都道府県別明細書

(単位：円)

都道府県名	支払金額	申告納入すべき額	申告納入した額	還付又は納入額	都道府県名	支払金額	申告納入すべき額	申告納入した額	還付又は納入額
北海道					滋賀				
青森					京都				
岩手					大阪				
宮城					兵庫				
秋田					奈良				
山形					和歌山				
福島					鳥取				
茨城					島根				
栃木					岡山				
群馬					広島				
埼玉	1,000	50	30	20	山口				
千葉	1,000	50	40	10	徳島				
東京	2,000	100	130	△30	香川				
神奈川					愛媛				
新潟					高知				
富山					福岡				
石川					佐賀				
福井					長崎				
山梨					熊本				
長野					大分				
岐阜					宮崎				
静岡					鹿児島				
愛知					沖縄				
三重					合計				

本来納入すべき埼玉県へ20円、千葉県へ10円を追加で納入する。

東京都へ多く納入した30円の更正請求（還付）を行う。

注：納入すべき又は納入した金額には、加算金及び延滞金は含まない。